

《令和6年度》

特別児童扶養手当のしおり

障害のあるお子さんがおられる家庭に



特別児童扶養手当は、身体や精神に中度以上の障害のあるお子さんを
養育・監護されている方に対し支給されます。



京都市
CITY OF KYOTO



《特別児童扶養手当の対象となる障害の状態の例》

障害の区分	特別児童扶養手当の対象となるもの	提出書類
知的	療育手帳A	療育手帳の写しで診断書を省略できます。
	療育手帳Bの一部（中度以上の発達障害）	診断書は省略できません。
精神	自閉症スペクトラム等により日常生活に著しい制限を受けるものなど	
視覚、聴力	おおむね身体障害者手帳3級相当以上	身体障害者手帳で障害の程度が該当すると明らかである場合は、手帳の写しで <u>診断書を省略できる場合があります</u> （重複障害は省略できません。 <u>詳しくは窓口にお問合せください。</u> ）
平衡機能	平衡機能に著しい障害を有するもの	
そしゃく機能	そしゃく機能を欠くもの	
音声言語	音声又は言語機能の喪失など	
肢体不自由	おおむね身体障害者手帳3级以上（下肢の障害については4級の一部も相当） （注）上肢や下肢、体幹の個別障害としては各4級以下であって、総合として3級相当以上であるときなどは手当の対象とならない場合があります。	
呼吸器、心臓機能、腎臓機能、肝臓、代謝機能	長期にわたる安静を必要とする程度の状態であるものなど （注）手術後、病状が回復し安定しているなどの場合は、身体障害者手帳1級の方でも手当の対象とならない場合があります。	診断書は省略できません。
血液、悪性新生物、その他	身体の機能の障害や血液・造血器や悪性新生物による病状などにより日常生活に著しい制限を受けるもの 例：人工肛門を造設しかつ排尿障害があるもの、難病であるもの など	

1 特別児童扶養手当を受けられることができる方

身体や精神に重度（裏表紙別表1級参照）又は中度（裏表紙別表2級参照）以上の障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父又は母、もしくは父母にかわって児童を養育している方（養育者）が、手当を受けられます。外国人の方も、支給の対象となります。

《手当を受けられない場合》

- ① 手当を受ける方又は対象児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 対象となる児童が児童福祉施設等に入所（母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く）しているとき
- ③ 対象となる児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき

2 手当を受けるとの申請の手続き

手当を受けるとの申請には、お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課の窓口で請求の申請をしてください（請求者（父、母のうち家計の中心である人、又は養育者）によって必要書類が異なりますので事前に窓口でお問い合わせください。）。

○特別児童扶養手当認定請求書

○専用の診断書（障害の区分ごとに異なります。）

※ 診断書を作成する医療機関・医師について特に指定はありません。

※ 療育手帳（A判定のみ）、身体障害者手帳（一部の等級のみ）をお持ちの場合、診断書が省略できる場合があります。

○特別児童扶養手当振込先口座申出書

○その他必要書類（別居監護の証明願、控除対象扶養親族に関する申出書など）

《申請時に用意していただくもの》

○請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は在留カードなど）

○マイナンバーが確認できるもの（個人番号カード又はマイナンバー付の住民票と身分証明書）

○請求者の通帳などのコピー（カナ氏名及び口座番号が表示されたページ）

3 所得制限

手当は、請求者、配偶者、請求者と同じ家計の扶養義務者の所得が一定以上ある場合、支給されません。所得が限度額未満になれば再び支給されます（届出が必要）。

《所得額の計算方法》

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費} - 80,000 \text{円} - \text{諸控除}$$

(給与所得控除額等) (社会保険料相当・一律) (諸控除一覧参照)

《所得制限限度額表（令和6年4月1日時点）》

扶養親族等の数	請求者（本人）	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円

※ 扶養人数によって以下の金額が限度額に加算されます。

○請求者（本人）…70歳以上の老人扶養親族がある場合 10万円/人

特定扶養親族、16歳～18歳の扶養親族がある場合 25万円/人

○配偶者・扶養義務者…老人扶養親族がある場合 6万円/人

（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く）

※ 特定扶養親族がある場合の加算額は児童扶養手当とは異なります。

《諸控除一覧》

控除の種類	控除される金額
寡婦控除、障害者控除、勤労学生控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
特別障害者控除	400,000円
配偶者特別控除	地方税法による控除額（最大33万円）
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除	地方税法による控除額
給与所得控除・公的年金等控除※	100,000円

※ 給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合に計上します。

4 手当額

対象児童の数と等級に応じて支給されます。手当額は改定されることがあります。

障害等級	1 級	2 級
手当の月額（児童一人あたり）	55,350 円	36,860 円

5 支給日

手当は、請求された月の翌月分から支給され、年3回に分けて、支払月の前月までの分が金融機関の口座に振り込まれます。

期月	支払月	支給対象月
4 月	4 月	12 月～3 月分
8 月	8 月	4 月～7 月分
12 月	11 月又は 12 月	8 月～11 月分

※ 12 月期分に限り、特例として 11 月に振り込まれますが、その年の 11 月 30 日が障害有期認定期限となっている対象児童がおられる方については、12 月に手当が振り込まれます。

※ 支給日（11 日）が土、日、祝日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日に手当が振り込まれます。

6 手当を受けている方の届出

次のような場合は、お住まいの区の区役所・支所の窓口へ届け出てください。

届出書の様式と対象	内容
【所得状況届】 手当を受けている方全員	手当を受ける資格を確認する手続きです。京都市から手続きの案内を送ります。受付期間は <u>8 月 12 日から 9 月 11 日頃</u> です。 提出が遅れた場合、手当の支給が遅れることがあります。 届出がない間は手当が支給されず、 2 年間提出しない場合、手当を受ける資格がなくなります。
【障害状況届】 有期再認定が必要な方	有期認定期限がある方は、引き続き手当を受けられるかどうか判定・審査を受けます。京都市から提出期限の 2 か月前に更新手続きの案内を送ります。診断書等の添付書類とともに提出してください。 提出が遅れた場合、手当の支給が遅れたり、手当の一部が受け取れなかったりすることがあります。
【額改定請求書】 【減額改定届】 障害の程度や、対象児童の人数が変わる方	●障害の程度が重くなったとき、対象児童が増えたとき →審査の結果、認定されれば、請求された月の翌月分から変更します。 ●障害の程度が軽くなったとき、対象児童が減ったとき →上記事由が発生した月の翌月分から変更します。

届出書の様式と対象	内容
【資格喪失届】 手当を受ける資格がなくなった方	資格がなくなった場合、届出が必要です。 以下のような場合、届出をしないまま手当を受けると、資格がなくなった後の手当を返金していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者又は対象児童が日本国外に住所を移した ・受給者又は対象児童が死亡した ・対象児童が受給者に養育・監護されなくなった ・対象児童が児童福祉施設等に入所（母子生活支援施設や保育園、ショートステイを除く）した ・対象児童が障害を事由とする公的年金を受給するようになった ・対象児童の障害が支給基準に該当しなくなった ※児童が20歳になったときは、自動的に資格がなくなりますので、届出する必要はありません。
【証書亡失届兼再発行届】 証書をなくした方	手当証書を再発行することができます。証書は、他人に譲り渡すことはできません。大切に保管してください。
【所得状況変更通知書】 世帯の所得が変わった方	所得の更正があった場合、又は、所得の高い扶養義務者と同居もしくは別居するようになった場合は届出が必要です。
【住所変更届】 転居した方	<ul style="list-style-type: none"> ●京都市内で住所が変わる場合 →新しい区の窓口へ届出をしてください。 ●京都市外に住所が変わる場合 →元の区に転出の届出をし、転居先の特別児童扶養手当の窓口へ届出をしてください。これまでの手当を受ける資格がそのままであれば、引き続き手当が受けられます。

※ その他、氏名、支払金融機関口座の変更など、届出内容に変更があったとき、災害により住宅等に損害を受けたときなどは、速やかに窓口までお問い合わせください。

7 その他の手当（障害児福祉手当）

- 対象…精神又は身体に**重度の障害**（P.6 参考参照）を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。
- 支給月額…15,690円（令和6年4月1日時点）
- 支払時期…毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- 所得制限…受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合、手当は支給されません。
- 支給手続…お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課（京北地域は京北出張所保健福祉第一担当）へお問合せください。

参考

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 1～7に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 9 精神の障害であって、1～8と同程度以上と認められる程度のも
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1～9と同程度以上と認められる程度のも

※ 特別児童扶養手当と対象者が異なります。特別児童扶養手当1級になる場合でも、障害児福祉手当の対象とならない場合があります。

8 20歳になったあとの手当（障害基礎年金）

○対象…国民年金に加入している間に病気やケガをして一定の障害が残った方、20歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った方が受けられます。

○支給手続…お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター保険年金課（京北地域は京北出張所保健福祉第一担当）へお問合せください。

9 お問い合わせ先（各区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課）

区・支所	所在地	TEL	FAX
北区役所	北区紫野西御所田町 56	075-432-1285	075-451-0611
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	075-441-5121	075-432-2025
左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7番地の2	075-702-1131	075-791-9616
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	075-812-2594	075-822-7151
東山区役所	東山区清水五丁目 130-6	075-561-9130	075-531-2869
山科区役所	山科区榊辻池尻町 14-2	075-592-3479	075-592-3059
下京区役所	下京区西洞院通塩小路東塩小路町 608-8	075-371-7217	075-351-9028
南区役所	南区西九条南田町 1-2（区役所別館 1階）	075-681-3282	075-691-1397
右京区役所	右京区太秦下刑部町 12	075-861-1451	075-861-4678
京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1（保健福祉第一担当）	075-852-1815	075-852-1814
西京区役所	西京区上桂森下町 25-1	075-381-7666	075-393-6052
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	075-332-9275	075-332-8186
伏見区役所	伏見区鷹匠町 39番地の2	075-611-2392	075-611-1166
深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	075-642-3574	075-641-7326
醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	075-571-6372	075-571-2973

【参考】特別児童扶養手当の支給対象となる障害について

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3)

1 級	2 級
<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

発行：令和 6 年 4 月 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市印刷物 第 063011 号



不要になれば「雑がみ」として
古紙回収等へ！